

幼

児教育・ 保育の無償化

E 認可外保育施設等利用者向け

※認可外保育施設（企業主導型保育除く）・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターのみを利用している方（幼稚園等利用者は除く）

認定申請書は複数提出する必要ありません
(幼稚園や他の施設等で申請書を提出した方は再提出不要です)



令和6年(2024年)9月
越谷市

幼児教育・保育の無償化とは

1 幼児教育・保育の無償化のねらい

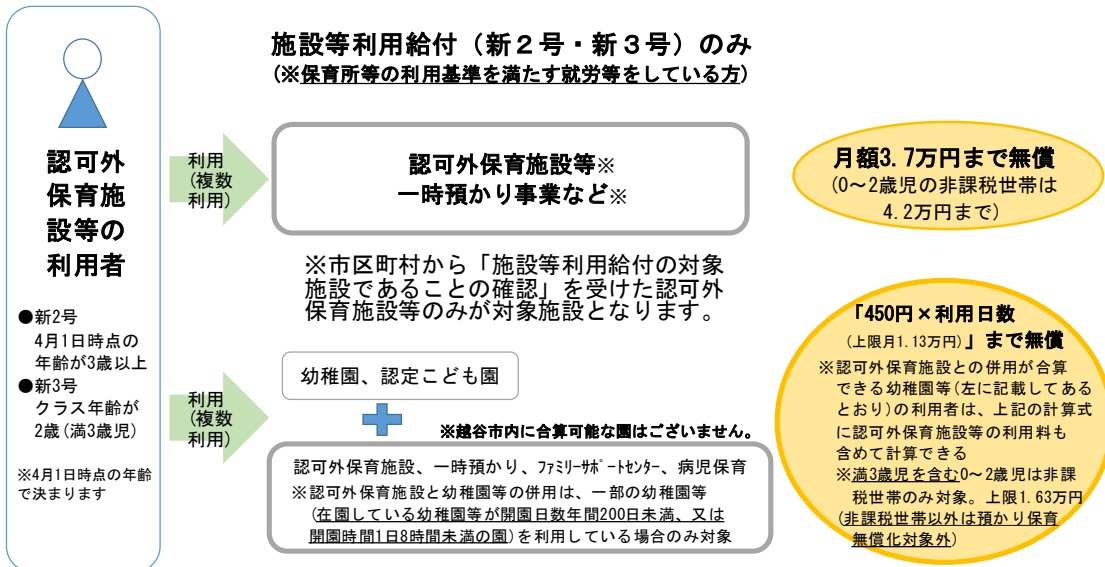
生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。」との政府の方針のもと、令和元年(2019年)10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始となりました。

2 施設等利用給付とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

認可外保育施設等（一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターを含む）のみの利用者が保育料の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※幼稚園等と認可外保育施設等を併用している場合は、「年間200日未満の開園又は1日8時間未満の開園の幼稚園等に在籍している場合のみ」等の条件があります。幼稚園等の利用者は、類型に応じて「A従来型幼稚園利用者向け」、「B新制度幼稚園利用者向け」又は「C認定こども園利用者向け」を御確認ください。



※新3号認定は、0~2歳児(幼稚園の満3歳児含む)で、かつ市民税非課税世帯であることが条件となります。

3 施設等利用給付の「新2号・新3号」の基準（保育所等の利用基準）

保育所等の利用基準と同様に、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、**常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））**保育が必要な状態にあることが必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)	3か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、就労に変更
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末 (翌年度5歳児の場合は、就学前まで) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病人の看護等	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	
その他	上記に類する状態にある場合	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定できません。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消となります(給付対象外)。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。(例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない)

無償化後にかかる費用（認可外保育施設等のみの場合）

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0～2歳児の額です。

1 給付額

対象施設	給付額（月額）円	
	0～2歳児	3～5歳児
認可外保育施設*や一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用している場合 ※複数利用の場合、月ごとに合算します。 ※対象であることを市が確認した施設に限ります。 *認可外保育施設は、企業主導型保育を除きます。	42,000	37,000

施設が市に「対象施設となる手続」を行わない場合、この制度の対象外(=給付なし)になってしまいます

※「かかった保育料」が給付額を下回る場合、その額までとなります。

※各認可外保育施設等が無償化の対象となるかは、まずは施設に御確認ください。一覧にまとめて市ホームページ等に掲載しています。なお、越谷市外の認可外保育施設で対象施設となるかどうかは、所在地の市区町村（又は都道府県）に確認してください。

3～5歳児の例	自己負担額
(例1) 対象施設の合計保育料が50,000円の場合	13,000円 (50,000円-37,000円)
(例2) 対象施設の合計保育料が30,000円の場合	0円 (差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)

※あくまで「保育料」が対象です。

実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

※途中入園や途中退園の場合は、日割計算となります。

※0歳児～2歳児については、市民税非課税世帯のみが無償化の対象です。

毎月の支払 いったん認可外保育施設等に保育料を支払い、後から領収書等をもとに給付(キャッシュバック)する方式になります。

非課税世帯の考え方

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

例1 世帯構成：父、母、子（5歳児）、子（3歳児）、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 税額 200,000円	母	収入 2,000,000円 税額 30,000円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 800,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	---------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

税額 230,000円 → 課税世帯となります

⇒「非課税」の人が同居しているだけでは、非課税世帯とはなりません。

例2 世帯構成：父、母、子（5歳児）、子（3歳児）、祖父、祖母

父	収入 800,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 2,500,000円 税額 60,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主事者として算出。

税額 60,000円 → 課税世帯となります

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

⇒父母が「非課税」でも、上記のとおり祖父母を含めて計算する場合があります。

例3 世帯構成：父、母、子（5歳児）、子（3歳児）、祖父、祖母

父	収入 1,000,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

税額 0円 → 非課税世帯となります

(均等割も非課税であることが条件)

※教育・保育の制度においては、実態で上記を判断しています。

世帯分離をしても、実態として同居している場合は同居と判断します。

給付を受けるための手続



1 認定申請（全員必要）

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申請児童
1人につき1枚提出

証明書類は発行から
3か月以内のものを提出

提出先

区分	提出先
認可外保育施設等	保育入所課

きょうだいで同時申請の場合

就労証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

提出時点で証明書の日付が3か月以上経過

就労証明書など、再度会社から証明を受けましょう

期限 給付希望前月10日まで（4月は別途設定します）

必要書類

★新1号・新2号・新3号共通

全員必要

- 申請書 DL可
- エントリーシート DL可

夫婦関係調整調停中等を除き、算定上、不在者を含めて考えます。また、新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の就労証明書等も必要です。

★新2号・新3号を希望する場合のみ **新1号の方は提出不要**

該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの (裁判所発行)のコピー
	保護者が外国籍の場合 (※両親とも外国籍の場合、両親分必要)	<input type="checkbox"/> 在留カードのコピー (両面)
0～2歳児で「新3号」希望者のみ	令和6(2024年)1月1日に越谷市に住所がなかった方 (1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4～8月認定は令和6年度のもの ※9～3月認定は令和7年度のもの
	国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です！

※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いする場合があります(担当者から連絡があります)。

「令和6年度」は令和5年中の所得です。

○令和6年度課税(非課税)証明書
→令和6年1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている一父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要
※世帯構成によっては、祖父母分の課税証明書等も必要となります。

保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定用紙) DL可
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 DL可 (活動していない場合は不要)
育児休業取得中の継続利用の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定用紙) DL可 + <input type="checkbox"/> 在園証明書(所定用紙) DL可
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育入所課にご相談ください。

2 決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

3 給付

★施設利用料(保育料)

年数回、市に「給付申請」を行います。

審査後、保護者の口座に入金します。

3ヶ月ごと市から請求依頼と請求書等をお送りします。

必要書類

- 請求書
- 提供証明書(原本)
- 領収証(原本)
- 振込先口座の分かる写し

※ファミリー・サポート・センターの場合は、提供会員が作成した「活動報告書兼領収書」

問合せ

越谷市子ども家庭部保育入所課

電話 048-963-9167(直通)

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号